

平成28年 藤枝市議会2月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

最終日上程議案

平成28年3月22日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案3件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

初めに、第41号議案「平成27年度藤枝市一般会計補正予算（第5号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

一委員より、歳入で「知的障害者施設費の助成対象事業の詳細について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「対象は2施設となる。いずれもグループホームの整備が対象で、うち1施設は葉月会で補助額360万円、入所定員が6名、もう1施設は富水会で補助額500万円、入所定員が7名、短期入所定員が2名、放課後デイサービスが5名である。

本補助金は、市の単独補助であり、施設整備に対する国・県補助額の6分の1相当を補助するもので、上限500万円としている。」という答弁がありました。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第42号議案「平成28年度藤枝市一般会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

一委員より、「地域介護・福祉空間整備推進交付金について、介護ロボットの導入とのことであるが、内容を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回、国の新たな助成交付金制度による、介護に要する介護現場等で活用するロボット等の導入が対象になるもので、その助成要綱の中で、1台につき20万円以上、1事業所300万円までの定めがあり、今回、市内5事業所から導入の要望があり、それらについて、国に要望した。内容は介護時に使用するサポートスーツ3事業所、離床センサーによる見守りロボット2事業所である。」という答弁がありました。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第44号議案「藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「今回の制度に該当する県内の医療機関を再度伺う。併せて、その金額設定等について、把握しているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「県内の該当する医療機関は、浜松医科大学付属病院、浜松医療センター、聖隷浜松病院、聖隷三方原病院、静岡県立総合病院、静岡市立静岡病院、静岡済生会病院、

静岡県立がんセンター、そして、当院の9病院となる。

いずれの病院も、すべて5,400円の設定と伺っている。」という答弁がありました。

次に、「徴収しなければならない患者数の見込みを伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成26年度、平成27年度では、

約3,500人程度の患者さんがおり、今後も同数程度と思われるが、今回より、労災と公務災害等に係る患者さんは対象外となるため、概ね3,000人程度と予測している。」という答弁がありました。

次に、「直近の初診・再診の患者数の割合から、紹介状を持参しない患者さんは外来患者全体の約5%が該当すると判断するが、この数だけで、医師の疲弊対策、外来の混雑緩和につながるのか。」という質疑があり、

これに対して、「一般的に、初診の患者の診療は、問診から始まり、様々な検査を必要とし、その結果が出るまでの時間、担当した医師の検査結果待ち、結果に基づく治療診断等、様々な状況を判断することになり、それらが待ち時間、混雑解消につながっている。」という答弁がありました。

次に、「患者が紹介状を得るために、複数の開業医へ行く現状を踏まえると、総合病院で早期より治療をするほうが適正な治療と考えるがどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の制度の目的は、まずは、かかりつけ医をもっていただくことである。急を要する場合は、これまで同様、救急車等の利用により早期の受診をお願いするものであるが、慢性的な症状に対する治療については、開業医等での受診をお願いするものである。」という答弁がありました。

また、「本制度の十分な周知と、かかりつけ医を持つことが、患者にとって、早期の治療につながる点を広く市民に伝えられたい」という意見があり、

これに対して、「市内に限らず、広く様々な方向で周知していく。」という答弁がありました。

これに対して、「本会議でも事業管理者の答弁にもあったが、市民によりそう周知を徹底されたい。」という意見がありました。

続いて討論に入り、

初めに、「国の制度改正により、特別初診料が現行の1,620円から5,400円に引き上げることで、医師の疲弊防止や患者の待ち時間の削減が解消されるとされるが、本院の患者はほとんどが再診患者であり、紹介状がない患者は5%程度である。どれほどの効果があるのか疑問である。国が決めたことによる政策から脱却する考えから、反対する。」という討論がありました。

次に、「本件にかかる特別初診料は、平成28年度4月からの診療報酬の改定により義務化されたものである。

これは、それぞれの患者さんの容態に応じた適切な検査と治療を効果的に行うこ

となどを目的としている。

市立総合病院も地域医療支援病院として、医療連携を更に充実させると同時に、重症な患者さんは総合病院へと機能を明確にすることが必要であるとする。

本制度の、より広い周知と、この制度が市民の安全安心な地域医療を提供する体制づくりの一助となるよう、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。